

展観施設

(単位:円)

施設名称	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考
九谷焼窯跡展示館	個人	1人1回	350	310	料金の範囲内でその都度定める額
	団体		290	260	
	特別展		1,170	1,000	
北前船の里資料館	個人	1人1回	350	310	
	団体		290	260	
深田久弥山の文化館	個人	1人1回	350	300	料金の範囲内でその都度定める額
	団体		290	250	
	特別展		1,170	1,000	
鴨池観察館	個人	1人1回	350	310	
	団体		290	260	
九谷焼美術館	個人	1人1回	560	500	料金の範囲内でその都度定める額
	団体		460	420	
	特別展		2,240	2,000	
中谷宇吉郎雪の科学館	個人	1人1回	560	500	
	団体		460	420	
魯山人寓居跡いろは草庵	個人	1人1回	560	500	料金の範囲内でその都度定める額
	団体		460	420	
	特別展		2,240	2,000	
加賀市美術館	企画展	1人1回	1,170	1,000	料金の範囲内でその都度定める額
	特別展		3,510	3,000	

施設共通使用料

(単位:円)

施設名称	用途	改定後使用料	現行使用料	備考
展観施設	3日	1,170	1,000	高齢者及び体育施設に係る高校生の共通使用料は半額
	1年	2,340	2,000	
体育施設	1年	11,900	10,200	

体育施設(個人利用)

(単位:円)

施設名称		用途	単位	改定後使用料	現行使用料
スポーツセンター		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
加賀体育館		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
山中健民体育館		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
加賀市武道館		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
山中武道館		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
山中弓道場		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
陸上競技場		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
加賀市相撲場		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
大聖寺テニスコート		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
中央公園テニスコート		一般	1時間	160	150
		高校生		70	70
橋立自然公園運動広場		一般	1回	160	150
		高校生		70	70
屋内水泳プール	基本利用料金	一般	1時間	170	150
		高校生		80	70
	温水加算料	一般		50	50
		高校生		30	30
屋外水泳プール	基本利用料金	一般	1時間	170	150
		高校生		80	70
	温水加算料	一般		50	50
		高校生		30	30
飛び込みプール	基本利用料金	一般	1時間	170	150
		高校生		80	70
	温水加算料	一般		50	50
		高校生		30	30
ゆけむり健康村 ※回数券(11枚綴り)は、 1回券の10倍	すこやかホール	一般	1回	160	150
		高校生		70	70
	テニスコート	一般・昼・1回券	1時間	160	150
		一般・夜・1回券		330	300
		高校生・昼・1回券		70	70
		高校生・夜・1回券		160	150
いきいきランドかが ※回数券(11枚綴り)は、 1回券の10倍	グラウンドゴルフ	一般	1回	160	150
		高校生		70	70
	屋内グラウンド	一般	1回	160	150
		高校生		70	70
	屋外グラウンド	一般	1回	160	150
		高校生		70	70

体育施設(専用利用)

(単位:円)

施設名称	種別		用途	単位	改定後使用料	現行使用料
スポーツセンター	メインアリーナ	全面	一般	1時間	2,240	1,920
			高校生		1,120	960
		半面	一般		1,120	960
			高校生		560	480
		1/3面	一般		740	640
			高校生		360	320
	サブアリーナ		一般	1時間	550	470
			高校生		260	230
	多目的ルーム		一般	1時間	270	240
			高校生		130	120
	照明設備	全面・全灯	一般	1時間	1,510	1,300
			高校生		750	650
		全面・半灯	一般		340	300
			高校生		170	150
		半面・全灯	一般		750	650
			高校生		360	320
		半面・半灯	一般		170	150
			高校生		80	70
		1/3面・全灯	一般		580	500
			高校生		280	250
1/3面・半灯		一般	170		150	
		高校生	80		70	
第1会議室		一般	1時間	170	150	
		高校生		80	70	
第2会議室		一般	1時間	100	90	
		高校生		40	40	
加賀体育館	体育館	全面	一般	1時間	1,120	960
			高校生		560	480
		半面	一般		560	480
			高校生		270	240
	卓球場		一般	1時間	350	310
			高校生		170	150
	体操用ピット		一般	1時間	350	310
			高校生		170	150
	照明設備	全面	一般	1時間	280	250
			高校生		130	120
		半面	一般		130	120
			高校生		60	60
	会議室		一般	1時間	100	90
			高校生		40	40
山中健民体育館	体育館	全面	一般	1時間	1,120	960
			高校生		560	480
		半面	一般		560	480
			高校生		270	240
	卓球場		一般	1時間	350	310
			高校生		170	150
	照明設備	全面	一般	1時間	280	250
			高校生		130	120
		半面	一般		130	120
			高校生		60	60
	会議室		一般	1時間	170	150
			高校生		80	70

体育施設(専用利用)

(単位:円)

施設名称	種別		用途	単位	改定後使用料	現行使用料
加賀市武道館	武道場		一般	1時間	580	500
			高校生		280	250
	会議室		一般	1時間	100	90
			高校生		40	40
山中武道館	武道場		一般	1時間	580	500
			高校生		280	250
	会議室		一般	1時間	100	90
			高校生		40	40
山中弓道場	弓道場		一般	1時間	580	500
			高校生		280	250
	会議室		一般	1時間	100	90
			高校生		40	40
ソフトボール場	ソフトボール場		一般	1時間	480	420
			高校生		240	210
山代グラウンド	グラウンド	昼間	一般	1時間	480	420
			高校生		240	210
		夜間	一般	1回	3,680	3,150
			高校生		1,830	1,570
動橋グラウンド	グラウンド	昼間	一般	1時間	480	420
			高校生		240	210
		夜間	一般	1回	3,680	3,150
			高校生		1,830	1,570
山中球場	野球場		一般	1時間	480	420
			高校生		240	210
中央公園野球場	野球場		一般	1時間	1,220	1,050
			高校生		600	520
	屋内練習場		一般	1面	170	150
			高校生	1時間	80	70
	会議室		一般	1時間	100	90
			高校生		40	40
片山津野球場	グラウンド	昼間	一般	1時間	480	420
			高校生		240	210
		夜間	一般	1回	8,840	7,550
			高校生		4,410	3,770
陸上競技場	競技場		一般	1時間	1,220	1,050
			高校生		600	520
	会議室		一般	1時間	170	150
			高校生		80	70
	研修室		一般	1時間	600	520
			高校生		290	260
加賀市相撲場	相撲場		一般	1時間	800	790
			高校生		390	390
屋内水泳プール	屋内プール	基本利用料金	一般	1コース 1時間	1,590	1,570
			高校生		790	780
		温水加算料	一般		520	520
			高校生		260	260
	幼児プール		基本利用料金	全面 1時間	2,130	2,100
			温水加算料		950	940
	会議室		一般	1時間	100	90
			高校生		40	40

体育施設(専用利用)

(単位:円)

施設名称	種別	用途	単位	改定後使用料	現行使用料
屋外水泳プール	50mプール	一般	1コース 1時間	2,660	2,620
		高校生		1,330	1,310
飛び込みプール	飛び込みプール	一般	1コース 1時間	1,590	1,570
		高校生		790	780
大聖寺テニスコート	テニスコート	昼間	1コート 1時間	一般	420
				高校生	210
		夜間	1コート 1回	一般	1,380
				高校生	690
中央公園テニスコート	テニスコート	一般	1コート1時間	730	630
		高校生		350	310
橋立自然運動広場	運動広場	全日・全面	1回	一般	6,110
				高校生	3,050
		全日・半面	1回	一般	3,050
				高校生	1,520
		半日・全面	1回	一般	3,050
				高校生	1,520
		半日・半面	1回	一般	1,520
				高校生	760
ゆけむり健康村 (体育施設)	すこやかホール ゲートコート	全面	1時間	一般	970
				高校生	480
		半面	1時間	一般	480
				高校生	240
	すこやかホール 会議室		1時間	一般	100
				高校生	40
	テニスコート	昼間	1コート 1時間	一般	700
				高校生	340
		夜間	1コート	一般	1,400
				高校生	700
いきいきランドかが (体育施設)	グラウンドゴルフ場	1時間	一般	1,220	
			高校生	600	
	屋内グラウンド	1時間	一般	1,220	
			高校生	600	
	屋外グラウンド	1時間	一般	1,220	
			高校生	600	

貸館施設（地区会館・老人福祉児童センター除く。）

（単位：円）

施設名称	種別		単位	改定後使用料	現行使用料
市民会館	第1会議室		1時間	700	600
	第2会議室			1,530	1,320
	第3会議室			700	600
	第4・5会議室			970	840
	第6会議室			410	360
	第7会議室			700	600
	第9・10会議室			970	840
	第12会議室			410	360
	第13会議室			1,530	1,320
	第14会議室			700	600
	第15会議室			1,260	1,080
	第16会議室			700	600
	第11応接室			200	180
	料理室			970	840
大ホール	平日		3,680	3,150	
	土・日・祝日		4,040	3,460	
蘇梁館	オエ		1時間	970	840
	ナカノディ			700	600
	ナカナンド			700	600
	クチノディ			700	600
	クチナンド			700	600
	茶の間			700	600
はづちを楽堂	娯楽室		1時間	500	400
	研修室			300	200
	おしゃべりサロン			200	180
加賀市文化会館	ホール	平日	全日	88,500	75,600
			午前	20,000	17,200
			午後	32,700	28,000
			夜間	42,900	36,700
		土・日・祝日	全日	106,200	90,700
			午前	23,900	20,450
			午後	39,100	33,450
			夜間	51,700	44,250
	第1楽屋		全日	2,450	2,100
			午前	730	630
			午後	970	840
			夜間	1,220	1,050
	第2楽屋		全日	2,450	2,100
			午前	730	630
			午後	970	840
			夜間	1,220	1,050
第3楽屋		全日	2,450	2,100	
		午前	730	630	
		午後	970	840	
		夜間	1,220	1,050	

貸館施設（地区会館・老人福祉児童センター除く。）

（単位：円）

施設名称	種別	単位	改定後使用料	現行使用料
加賀市文化会館	第4楽屋	全日	3,060	2,620
		午前	970	840
		午後	1,220	1,050
		夜間	1,460	1,260
	シャワー室	全日	1,830	1,570
		午前	600	520
		午後	600	520
		夜間	600	520
	リハーサル室	全日	7,490	6,400
		午前	1,830	1,570
		午後	2,450	2,100
		夜間	3,060	2,620
	ホワイエ	全日	31,400	26,950
		午前	8,840	7,550
		午後	12,600	10,800
		夜間	16,200	13,950
	特別会議室	全日	10,000	8,600
		午前	2,450	2,100
		午後	3,680	3,150
		夜間	5,030	4,300
	茶室	全日	6,870	5,870
		午前	1,830	1,570
		午後	2,690	2,310
		夜間	3,310	2,830
	茶室控室	全日	2,450	2,100
		午前	730	630
		午後	970	840
		夜間	1,220	1,050
101会議室	1時間	2,380	2,040	
102会議室		970	840	
201会議室		1,820	1,560	
202会議室		1,820	1,560	
203会議室		970	840	
204会議室		700	600	
205会議室		970	840	
多目的ホール		1時間	1,530	1,320
調理室	700		500	
加工室	700		420	
工芸体験室	700		420	
研修室1	700		420	
研修室2	700		420	
竹の浦館				

貸館施設（地区会館・老人福祉児童センター除く。）

(単位:円)

施設名称	種別		単位	改定後使用料	現行使用料
山中温泉文化会館	大ホール	平日	全日	68,200	58,300
			午前	17,300	14,800
			午後	27,100	23,300
			夜間	35,900	30,700
		土・日・祝日	全日	85,500	73,100
			午前	22,200	19,000
			午後	34,600	29,600
			夜間	44,600	38,100
	第1控室	全日	2,450	2,100	
		午前	730	630	
		午後	970	840	
		夜間	1,220	1,050	
	第2控室	全日	2,450	2,100	
		午前	730	630	
		午後	970	840	
		夜間	1,220	1,050	
	第3控室	全日	2,450	2,100	
		午前	730	630	
		午後	970	840	
		夜間	1,220	1,050	
	特A会議室	全日	10,000	8,600	
		午前	2,920	2,500	
		午後	3,860	3,300	
		夜間	5,260	4,500	
	特B会議室	全日	14,000	12,000	
		午前	5,030	4,300	
		午後	6,200	5,300	
		夜間	7,600	6,500	
	特C会議室	全日	6,550	5,600	
		午前	2,340	2,000	
		午後	2,680	2,300	
		夜間	3,510	3,000	
第1会議室	1時間	1,260	1,080		
第2会議室		700	600		
第4会議室		700	600		
大和室		970	840		
小和室		410	360		
視聴覚室		700	600		
婦人教室		700	600		

貸館施設（地区会館・老人福祉児童センター除く。）

（単位：円）

施設名称	種別		単位	改定後使用料	現行使用料	
山中座	山中座ホール	平日	全日	68,500	58,600	
			午前	16,800	14,400	
			午後	27,600	23,600	
			夜間	36,000	30,800	
			午前～午後	43,200	37,000	
			午後～夜間	56,500	48,300	
		土・日・祝日	全日	85,400	73,000	
			午前	22,800	19,500	
			午後	34,800	29,800	
			夜間	44,500	38,000	
			午前～午後	55,300	47,300	
			午後～夜間	70,800	60,600	
	和室	一般使用	全日	10,000	8,600	
			午前	2,920	2,500	
			午後	3,860	3,300	
			夜間	5,260	4,500	
			午前～午後	6,200	5,300	
			午後～夜間	8,430	7,200	
		休憩等	全日	19,200	16,500	
			午前	6,790	5,800	
			午後	8,070	6,900	
			夜間	9,600	8,200	
			午前～午後	13,400	11,500	
			午後～夜間	15,900	13,700	
	控室			全日	6,550	5,600
				午前	2,100	1,800
				午後	2,680	2,300
				夜間	3,390	2,900
				午前～午後	4,320	3,700
				午後～夜間	5,620	4,800
	ロビー	平日	全日	13,600	11,700	
			午前	3,270	2,800	
			午後	5,500	4,700	
夜間			7,130	6,100		
午前～午後			8,660	7,400		
午後～夜間			11,200	9,600		
土・日・祝日		全日	17,000	14,600		
		午前	4,560	3,900		
		午後	6,900	5,900		
		夜間	8,900	7,600		
		午前～午後	11,000	9,400		
		午後～夜間	14,100	12,100		
ギャラリー		全日	2,340	2,000		
広場			全日	2,340	2,000	
			午後	1,750	1,500	
			午前	580	500	

貸館施設（地区会館・老人福祉児童センター除く。）

(単位:円)

施設名称	種別	単位	改定後使用料	現行使用料	
セミナーハウスあいりす	アイリスホール	1時間	3,200	3,150	
	研修室1		850	840	
	研修室2		610	600	
	研修室3		850	840	
	研修室4		360	360	
	研修室5		850	840	
	工作室		850	840	
	音楽スタジオ		1,010	1,000	
	調理室		1,200	1,180	
	キッズルーム		360	360	
	宿泊料	一般	1人1泊	3,950	3,880
高校生		1,920		1,890	
中学生以下		960		945	
芭蕉の館	交流室・研修室	1時間	1,000	1,000	
		1日	4,100	4,100	
	茶室・水屋	1時間	500	500	
	ショップ(土間)	1日	5,100	5,100	
九谷焼美術館	ホール(講義室)	1時間	1,630	1,400	
	特別室(茶室)		1,040	900	
	応接室		230	200	
加賀市美術館	展示室1	1日	7,490	6,400	
	展示室2		7,490	6,400	
	展示室3		固定展示ケース無	7,490	6,400
			固定展示ケース有	12,600	10,800
	展示室4		7,490	6,400	
	全室(展示室1~3)		固定展示ケース無	21,500	18,500
			固定展示ケース有	25,200	21,600
ロビー	1日1㎡当たり	30	30		
深田久弥山の文化館	2階集会室	1時間	460	400	
ろくろの里	和室及び厨房	1時間	2,340	2,000	
ゆけむり健康村	家族湯	1回・1時間	1,510	1,300	
※回数券(11枚綴り)は、1回券の10倍)	ファミリールーム	1部屋・2時間	1,750	1,500	

地区会館及び老人福祉・児童センター目的外使用時の面積区分別料金表

(単位:円)

部屋の面積	単位	午前9時から午後10時まで	
		改定後使用料	現行使用料
20 ㎡以下	1時間	50	50
20 ㎡を超え 40 ㎡以下		100	90
40 ㎡を超え 60 ㎡以下		170	150
60 ㎡を超え 80 ㎡以下		240	210
80 ㎡を超え 100 ㎡以下		310	270
100 ㎡を超え 120 ㎡以下		390	340
120 ㎡を超え 140 ㎡以下		460	400
140 ㎡を超え 160 ㎡以下		520	460
160 ㎡を超え 180 ㎡以下		600	520
180 ㎡を超え 200 ㎡以下		670	580
200 ㎡を超え 220 ㎡以下		750	650
220 ㎡を超え 240 ㎡以下		820	710
240 ㎡を超え 260 ㎡以下		890	770
260 ㎡を超え 280 ㎡以下		960	830
280 ㎡を超え 300 ㎡以下		1,030	890
300 ㎡を超えるもの		1,120	960

(単位:円)

部屋の面積	単位	午後10時から翌日午前9時まで	
		改定後使用料	現行使用料
20 ㎡以下	1時間	130	120
20 ㎡を超え 40 ㎡以下		250	220
40 ㎡を超え 60 ㎡以下		420	370
60 ㎡を超え 80 ㎡以下		600	520
80 ㎡を超え 100 ㎡以下		780	670
100 ㎡を超え 120 ㎡以下		980	850
120 ㎡を超え 140 ㎡以下		1,170	1,000
140 ㎡を超え 160 ㎡以下		1,340	1,150
160 ㎡を超え 180 ㎡以下		1,510	1,300
180 ㎡を超え 200 ㎡以下		1,690	1,450
200 ㎡を超え 220 ㎡以下		1,890	1,620
220 ㎡を超え 240 ㎡以下		2,060	1,770
240 ㎡を超え 260 ㎡以下		2,240	1,920
260 ㎡を超え 280 ㎡以下		2,420	2,070
280 ㎡を超え 300 ㎡以下		2,590	2,220
300 ㎡を超えるもの		2,810	2,400

老人福祉児童センター(山中児童センター プラネタリウム観覧料)

(単位:円)

施設名称	種別	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考
山中児童センター	プラネタリウム	観覧料(市外個人)	1人1回	110	100	
		観覧料(市外団体)	1人1回	90	80	

目的外使用

(視聴覚ライブラリー、かが交流プラザさくら、シルバーワークプラザ、イノベーションセンター)

施設名称	種別	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考
視聴覚ライブラリー	視聴覚ホール	目的外使用	1時間	390	340	市内において学校教育又は社会教育活動を行っている者以外の場合
かが交流プラザさくら	201会議室	目的外使用	1時間	600	520	
	202会議室	目的外使用		390	340	
	203会議室	目的外使用		170	150	
	204会議室	目的外使用		520	460	
	205会議室	目的外使用		240	210	
	206会議室	目的外使用		100	90	
	207会議室	目的外使用		170	150	
	208会議室	目的外使用		170	150	
	調理室	目的外使用		170	150	
	多目的エントランスホール	目的外使用		600	520	
シルバーワークプラザ	面談室1	目的外使用	1時間	100	90	
	面談室2	目的外使用		50	50	
	面談室3	目的外使用		100	90	
	101会議室	目的外使用		170	150	
	102会議室	目的外使用		240	210	
	作業室	目的外使用		820	710	
イノベーションセンター	ものづくりルーム	目的外使用	1時間	240	210	
	セミナールーム	目的外使用		240	210	
	コワーキングスペース	目的外使用		390	340	

学校施設使用料

(単位:円)

施設名称	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考
屋内運動場又は講堂	早朝(午前5時から午前8時まで)	1時間	560	480	
屋外運動場	昼間(午前8時から午後6時まで)		480	420	
教室(1教室につき)	夜間(午後8時から午後9時30分まで)		310	270	

入浴施設

(単位:円)

施設名称	種別	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考		
ゆけむり健康村	健康湯	大人	1回	580	500	※回数券 (11枚綴り) は、1回券の 10倍)		
		小人		230	200			
	スイミングプール	大人		710	700			
		小人		300	300			
	健康湯及びスイミングプール	大人		1,290	1,200			
		小人		530	500			
	健康湯及びスイミングプ ール (定期利用)	個人		市民	1年		25,800	24,000
				その他	1年		35,500	33,000
				市民	6月		15,000	14,000
				その他	6月		20,400	19,000
家族		市民	1年	51,700	48,000			
		その他	1年	71,100	66,000			
法人		1年	118,700	110,000				
いきいきランドかが	入浴施設	一般(高校生以上)	1回分	580	500	※回数券 (11枚綴り) は、1回券の 10倍)		
		小中学生		230	200			
		小学生未満		110	100			

健康施設

(単位:円)

施設名称	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考
高齢者健康プラザ(スワトン)	個別利用	1回	3,510	3,000	料金の 範囲内
	定期利用	1月	10,600	9,200	
	健康度測定	1回	11,900	10,200	

キャンプ施設、駐車場施設

(単位:円)

施設名称	種別	用途	単位	改定後使用料	現行使用料	備考
瀬越キャンプ場	キャンプ場	大人	1人1日	340	300	
		小・中学生		230	200	
	テント	貸出し	1張1日	1,280	1,100	
		持込み		580	500	
大聖寺駅前駐車場	駐車場	乗合乗用車 専用駐車場	1台1月	6,820	6,700	

夜間照明施設

(単位:円)

施設名称	用途	単位	改定後使用料	現行使用料
大聖寺グラウンド夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
錦城小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
三木小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
三谷小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
南郷小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
片山津小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
分校小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
作見小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
東谷口小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
勅使小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
山中小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
河南小学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
東和中学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520
山代中学校夜間照明	一般	1回	1,220	1,050
	高校生		600	520

附属設備(バレーボールマット、音響設備等施設の附属設備)

(単位:円)

施設名称	附属設備	改定後使用料	現行使用料	備考
加賀市スポーツセンター	1 バレーボールマット	253,000	216,000	
市民会館	1 ピアノ	3,680	3,150	
	2 ステージスポットライト	1,960	1,680	
	3 クセノンピンスポットライト	2,450	2,100	
	4 大ホールマイク	1,830	1,570	
	5 大ホールスクリーン	1,220	1,050	
	6 ポータブルアンプセット	600	520	
	7 スクリーン	600	520	
	8 プロジェクター	600	520	
加賀市文化会館	1 所作台	6,260	5,350	舞台設備
	2 松羽目	1,220	1,050	舞台設備
	3 竹羽目	2,450	2,100	舞台設備
	4 定式幕	1,220	1,050	舞台設備
	5 金屏風	1,220	1,050	舞台設備
	6 演台(司会者台含)	600	520	舞台設備
	7 平台(6×6)	730	630	舞台設備
	8 平台(4×6)	480	420	舞台設備
	9 平台(3×6)	350	310	舞台設備
	10 平台(3×3)	350	-	舞台設備
	11 上敷ござ	350	310	舞台設備
	12 緋毛せん	350	310	舞台設備
	13 指揮者台	240	210	舞台設備
	14 指揮者譜面台	240	-	舞台設備
	15 折たたみ譜面台	110	100	舞台設備
	16 譜面灯	50	50	舞台設備
	17 姿見	600	520	舞台設備
	18 オーケストラピット	6,260	5,350	舞台設備
	19 オーケストラピット	2,450	2,100	舞台設備
	20 音響反射板	6,260	5,350	舞台設備
	21 ピアノ(フルコン)	6,260	5,350	舞台設備
	22 ピアノ(セミコンA)	3,680	3,150	舞台設備
	23 ピアノ(セミコンB)	1,220	1,050	舞台設備
	24 和太鼓	600	520	舞台設備
	25 シーリングライト	240	210	照明設備
	26 フロントライト	240	210	照明設備
	27 トーメンタルライト	240	210	照明設備
	28 サスペンションライト	240	210	照明設備
	29 ステージスポットライト	240	210	照明設備

附属設備(バレーボールマット、音響設備等施設の附属設備)

(単位:円)

施設名称	附属設備	改定後使用料	現行使用料	備考
加賀市文化会館	30 特殊ライト	350	310	照明設備
	31 ピンスポットライト	2,450	2,100	照明設備
	32 ボーダーライト	1,220	1,050	照明設備
	33 アッパーホリライト	2,450	2,100	照明設備
	34 ロアーホリライト	2,450	2,100	照明設備
	35 フットライト	600	520	照明設備
	36 エフェクト(ダブル類)	840	730	照明設備
	37 エフェクト(星球類)	600	520	照明設備
	38 持込照明器材	170	150	照明設備
	39 拡声装置	2,450	2,100	音響設備
	40 マイク(ダイナミック)	840	730	音響設備
	41 マイク(コンデンサー)	1,220	1,050	音響設備
	42 マイク(ワイヤレス)	1,830	1,570	音響設備
	43 カセットプレーヤー	1,220	1,050	音響設備
	44 CDプレーヤー	1,220	1,050	音響設備
	45 MDプレーヤー	1,220	-	音響設備
	46 移動用スピーカー	1,220	1,050	音響設備
	47 エレベーターマイク	1,830	1,570	音響設備
	48 マイクスタンド	240	210	音響設備
	49 三点吊	1,220	1,050	音響設備
	50 ダイレクトボックス	110	-	音響設備
	51 移動用ミキサー	1,220	1,050	音響設備
	52 移動用パワーアンプ	1,220	-	音響設備
	53 持込音響装置	2,450	2,100	音響設備
	54 スクリーン	1,220	1,050	その他
	55 DVDプレーヤー	1,220	-	その他
	56 特殊持込器材	2,450	2,100	その他
	山中温泉文化会館	1 演壇	-	-
2 山台		-	-	音響設備 (基本使用料に含む)
3 ピアノ		3,510	3,000	舞台設備
4 ボーダーライト		-	-	照明設備 (基本使用料に含む)
5 サスペンションライト		2,340	2,000	照明設備
6 アッパーホリゾンライト		2,340	2,000	照明設備
7 シーリングライト		3,510	3,000	照明設備
8 サイドスポットライト		580	500	照明設備
9 コンセント		230	200	照明設備
10 ワイヤレスマイク		1,170	1,000	音響設備
11 有線マイク		580	500	音響設備
12 CDプレーヤー		580	500	音響設備

附属設備(バレーボールマット、音響設備等施設の附属設備)

(単位:円)

施設名称	附属設備	改定後使用料	現行使用料	備考
山中座	1 演台	1,170	1,000	舞台設備
	2 司会台	700	600	舞台設備
	3 花台	700	600	舞台設備
	4 山台	230	200	舞台設備
	5 箱階段	230	200	舞台設備
	6 めくり台	230	200	舞台設備
	7 長座布団	230	200	舞台設備
	8 毛せん	230	200	舞台設備
	9 譜面台	230	200	舞台設備
	10 看板貼付台	580	500	舞台設備
	11 ホワイトボード	230	200	舞台設備
	12 金屏風	1,170	1,000	舞台設備
	13 テーブル	230	200	舞台設備
	14 音響セット	3,510	3,000	
	15 ピンマイク	700	600	
	16 映像セット	7,130	6,100	
	17 照明セット	3,510	3,000	
	18 茶道具一式	5,960	5,100	
	19 茶碗セット	5,960	5,100	
	20 コンセント使用料	230	200	
セミナーハウスあいりす	1 ビデオプロジェクター	2,450	2,100	
	2 電気陶芸窯	3,680	3,150	
	3 ピアノ	1,220	1,050	
視聴覚ライブラリー	1 ピアノ	1,220	1,050	
	2 固定式16ミリ映写機	1,220	1,050	
	3 固定式スライド映写機	610	530	
	4 ビデオプロジェクター	1,220	1,050	

上下水道料金

水道料金(基本料金)

(単位:円)

用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)※税抜き		消費税 8%	消費税 10%
		水量	料金		
一般用	13	8㎡以下	1,040	1,123	1,144
	20	10㎡以下	2,300	2,484	2,530
	25		3,400	3,672	3,740
	30	30㎡以下	7,600	8,208	8,360
	40		9,700	10,476	10,670
	50		16,000	17,280	17,600
	75		35,500	38,340	39,050
	100		57,500	62,100	63,250
	125		87,500	94,500	96,250
150	120,000	129,600	132,000		
臨時用	農事用	13	100	108	110
		13	1,000	1,080	1,100
	農事用 以外	20	2,000	2,160	2,200
		25	2,500	2,700	2,750
		30	3,000	3,240	3,300
		40	4,000	4,320	4,400
		50	15,000	16,200	16,500
75	20,000	21,600	22,000		
公衆浴場用		1㎡につき	106	114	116
消火栓(消火訓練に使用したとき)	50以下	1個の放水時間5分までごとに	1,800	1,944	1,980
	65	1個の放水時間5分までごとに	2,800	3,024	3,080

水道料金(水量料金)・・・基本料金超えの分

(単位:円)

用途	口径 (mm)	水量料金 (1月につき)※税抜き		消費税 8%	消費税 10%	
		水量区分				
一般用	13	8㎡を超え10㎡以下1㎡につき	143	154	157	
		10㎡を超え50㎡以下1㎡につき	163	176	179	
		50㎡を超え1000㎡以下1㎡につき	182	196	200	
		1000㎡を超える分1㎡につき	186	200	204	
	20	10㎡を超え50㎡以下1㎡につき	163	176	179	
	25					
	30					
	40					
	50					
	75		30㎡を超え50㎡以下1㎡につき	163	176	179
100						
125						
150						
臨時用	農事用 以外	13	1㎡につき	400	432	440
		13				
		20				
		25				
		30				
		40				
		50				
75						

上下水道料金

下水道使用料(基本料金) (単位:円)

汚水区分	基本排水量	基本料金 (税抜き)	消費税 8%	消費税 10%
一般汚水	10m ³ 以下	1,200	1,296	1,320
公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水	1m ³ につき	85	91	93

下水道使用料(超過料金) (単位:円)

汚水区分	超過料金(1m ³ につき)税抜き	消費税 8%	消費税 10%
一般汚水	10m ³ を超え50m ³ 以下	130	140
	50m ³ を超え1000m ³ 以下	135	145
	1000m ³ を超える分	140	151

加賀市飲料水供給施設

(単位:円)

区 分	改定後料金	現行料金
専用放任給水とし、1戸につき月額	1,520	1,500

加賀市行政財産使用料条例

種類		使用料算定方法(年額) 現行8%	使用料算定方法(年額) 10%
1 土地		$(\text{当該土地の価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{使用面積} \times (5/100)$	$(\text{当該土地の価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{使用面積} \times (5/100)$
2 建物	(1) 建物敷地が市有地の場合	$((\text{当該建物の価額} / \text{当該建物の延べ面積}) \times \text{使用面積} \times (8/100) + (\text{当該土地の価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{当該建物の建て面積} \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (5/100)) \times (108/100)$	$((\text{当該建物の価額} / \text{当該建物の延べ面積}) \times \text{使用面積} \times (8/100) + (\text{当該土地の価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{当該建物の建て面積} \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (5/100)) \times (110/100)$
	(2) 建物敷地が借地の場合	$((\text{当該建物の価額} / \text{当該建物の延べ面積}) \times \text{使用面積} \times (8/100) + (\text{当該土地の借地料の年額} / \text{当該建物の建て面積}) \times \text{当該建物面積} \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積})) \times (108/100)$	$((\text{当該建物の価額} / \text{当該建物の延べ面積}) \times \text{使用面積} \times (8/100) + (\text{当該土地の借地料の年額} / \text{当該建物の建て面積}) \times \text{当該建物面積} \times (\text{当該建物の使用面積} / \text{当該建物の延べ面積})) \times (110/100)$

備考

- 1 価額とは、適正な時価をいう。
- 2 使用許可に係る期間が1月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。

備考

- 1 価額とは、適正な時価をいう。
- 2 使用許可に係る期間が1月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

法定外公共物管理条例

区分	単位	基本金額(消費税抜き)	消費税8%	消費税10%	
1 電柱並びにその支柱及び支線の敷地の用に供する場合	1本につき1年	1,500	1,620	1,650	
2 鉄塔の敷地の用に供する場合	1基につき1年	2,200	2,376	2,420	
3 管きよの敷地の用に供する場合	管きよの内径が30センチメートル以下の場合	管きよの長さ1メートルにつき1年	85	91	93
	管きよの内径が30センチメートルを超える場合	管きよの長さ1メートルにつき1年	120円に、30センチメートルを超える内径10センチメートルにつき35円を加算した額	(120円に、30センチメートルを超える内径10センチメートルにつき35円を加算した額) × 1.08	(120円に、30センチメートルを超える内径10センチメートルにつき35円を加算した額) × 1.1
4 前3項に掲げる工作物以外の工作物の敷地の用に供する場合	1平方メートルにつき1年	270	291	297	
5 農地又は採草放牧地の用に供する場合	1平方メートルにつき1年	40	43	44	
6 原形使用の場合(次項に掲げる場合を除く。)	1平方メートルにつき1年	60	64	66	
7 営業のために係船をする場合	1平方メートルにつき1年	820	885	902	
8 砂(土砂を含む。)を採取する場合	1立方メートルにつき	110	118	121	
9 砂利(切り込み砂利を除く。)を採取する場合	1立方メートルにつき	140	151	154	
10 切り込み砂利を採取する場合	1立方メートルにつき	130	140	143	
11 けい石を採取する場合	1立方メートルにつき	250	270	275	
12 玉石(控長が10センチメートルを超え、30センチメートル以下のものに限る。)を採取する場合	1立方メートルにつき	200	216	220	
13 野面石又は軋石(庭石を除く。)を採取する場合	控長が30センチメートルを超え、60センチメートル以下のもの	1個につき	110	118	121
	控長が60センチメートルを超えるもの	1個につき	200	216	220
14 庭石を採取する場合	控長が30センチメートルを超え、80センチメートル以下のもの	1個につき	6,700	7,236	7,370
	控長が80センチメートルを超えるもの	1個につき	7,370円に、80センチメートルを超える控長10センチメートルにつき670円を加算した額	(7,370円に、80センチメートルを超える控長10センチメートルにつき670円を加算した額) × 1.08	(7,370円に、80センチメートルを超える控長10センチメートルにつき670円を加算した額) × 1.1
15 前各項に掲げる場合以外の場合		許可の都度、場所、用途、種類等により市長が定める額	(許可の都度、場所、用途、種類等により市長が定める額) × 1.08	(許可の都度、場所、用途、種類等により市長が定める額) × 1.1	

※1 上記のうち、1～7については使用期間が1ヶ月以上の場合は消費税非課税(消費税法第6条)

※2 算定方法は、基本金額と必要量で算定した額に、その算定額に消費税率を乗じた額(円未満切捨て)を、算定額に加算した額となる。

加賀市道路占用料条例

(単位:円)

占用物件		占用料		消費税 8%	消費税 10%	
		単位	金額			
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	1,080	1,100	
	第2種電柱		1,600	1,728	1,760	
	第3種電柱		2,200	2,376	2,420	
	第1種電話柱		930	1,004	1,023	
	第2種電話柱		1,500	1,620	1,650	
	第3種電話柱		2,100	2,268	2,310	
	その他の柱類	72	77	79		
	供架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	10	11	
	地下に設ける電線その他の線類	5	5	5		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	756	770	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	518	528	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,400	1,512	1,540	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	4,752	4,840	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,512	1,540	
法第32条第1項 第2号に掲げる 工作物	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	51	52	
	外径が0.1メートル以下0.15メートル未満のもの		72	77	79	
	外径が0.15メートル以下0.2メートル未満のもの		95	102	104	
	外径が0.2メートル以下0.4メートル未満のもの		190	205	209	
	外径が0.4メートル以下1メートル未満のもの		480	518	528	
	外径が1メートル以上のもの		950	1,026	1,045	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400	1,512	1,540	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.003$ を乗じて得た額	$(A \times 0.003)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.003)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が2のもの		$A \times 0.005$ を乗じて得た額	$(A \times 0.005)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.005)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
	上空に設ける通路	2,900		3,132	3,190	
	地下に設ける通路 その他のもの	1,500 1,400		1,620 1,512	1,650 1,540	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44	47	48	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440	475	484	
政令第7条第1項 に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	475	484
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	4,752	4,840
	標識		1本につき1年	1,100	1,188	1,210
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	47	48
		その他のもの	1本につき1月	440	475	484
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44	47	48
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440	475	484
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	4,400 2,200	4,752 2,376	4,840 2,420
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1月	1,400	1,512	1,540	
政令第7条第3号に掲げる施設			$A \times 0.028$ を乗じて得た額	$(A \times 0.028)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.028)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440	475	484	
政令第7条第6号に掲げる仮設建設物及び同条第7号に掲げる施設			140	151	154	
政令第7条第8号 に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が2のもの		$A \times 0.009$ を乗じて得た額	$(A \times 0.009)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.009)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が3のもの		$A \times 0.011$ を乗じて得た額	$(A \times 0.011)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.011)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が4以上のもの		$A \times 0.013$ を乗じて得た額	$(A \times 0.013)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.013)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
	その他のもの			$A \times 0.018$ を乗じて得た額	$(A \times 0.018)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.018)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
政令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が2のもの		$A \times 0.009$ を乗じて得た額	$(A \times 0.009)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.009)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が3のもの		$A \times 0.011$ を乗じて得た額	$(A \times 0.011)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.011)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が4以上のもの		$A \times 0.013$ を乗じて得た額	$(A \times 0.013)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.013)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
	その他のもの			$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
政令第7条第10号 に掲げる施設及び自動車 駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が2のもの		$A \times 0.009$ を乗じて得た額	$(A \times 0.009)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.009)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が3のもの		$A \times 0.011$ を乗じて得た額	$(A \times 0.011)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.011)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
		階数が4以上のもの		$A \times 0.013$ を乗じて得た額	$(A \times 0.013)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.013)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$
	その他のもの			$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.08$	$(A \times 0.006)$ を乗じて得た額 $\times 1.1$

加賀市道路占用料条例

(単位:円)

占用物件			占用料		消費税 8%	消費税 10%
			単位	金額		
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.1
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.1
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	(Aに0.011を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.1
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	(Aに0.013を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.1
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		(Aに0.018を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.1	
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.018を乗じて得た額	(Aに0.018を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.1
政令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.1	
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.1
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	(Aに0.011を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.1
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	(Aに0.013を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.009を乗じて得た額)×1.1
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		(Aに0.018を乗じて得た額)×1.08	(Aに0.006を乗じて得た額)×1.1	

※1 土地の貸付期間1ヶ月以上は消費税非課税

※2 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

※3 占用料の算定方法は、占用料金額と必要量で算定した額に、その算定額に消費税率を乗じた額(円未満切捨て)を、算定額に加算した額となる。

加賀市都市公園

(単位:円)

区分		単位	基本金額(円)	消費税 8%	消費税 10%
法第6条第1項又は第3項の許可を受けた場合	鉄塔類	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,512	1,540
	興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日	44	47	48
	その他法第7条に掲げるもの	加賀市道路占用料条例(平成17年加賀市条例第182号)別表を準用する。		—	—
第2条第1項又は第3項の許可を受けた場合	行商、募金その他これらに類する行為	1件につき1日	500	540	550
	業として写真又は映画の撮影を行う場合		5,000	5,400	5,500
		1件につき1年	加賀市行政財産使用料条例別表を準用する。	—	—

※ 算定方法は、基本金額と必要量で算定した額に、その算定額に消費税率を乗じた額(円未満切捨て)を、算定額に加算した額となる。

加賀市まちなか広場

(単位:円)

区分		単位	改定後使用料	現行使用料
第6条第1項の許可を受けた場合	飲食物その他の物品を販売し、又は広告物、宣伝ビラ等を配布し、若しくは掲示する場合	1件につき1日	550	500
	募金その他これに類する行為をする場合			
	業として写真又は映画を撮影する場合		5,500	5,100

加賀片山津温泉総湯公園

(単位:円)

区分		単位	改定後使用料	現行使用料
飲食物その他の物品を販売し、又は広告物、宣伝ビラ等を配布し、若しくは掲示する場合	1件につき1日	550	500	
募金その他これに類する行為をする場合				
業として写真又は映画を撮影する場合		5,500	5,100	

加賀病院事業使用料及び手数料条例

種別	区分	改正後料金	現行料金
1 文書料等	診断書、証明書類	1通につき 7,700円以内 で管理者が別に定める額	1通につき 7,560円以内 で管理者が別に定める額
	死体検案料	1体につき 5,500円以内 で管理者が別に定める額	1体につき 5,400円以内 で管理者が別に定める額
	生命保険等面談料	1回につき 3,300円以内 で管理者が別に定める額	1回につき 3,240円以内 で管理者が別に定める額
	フィルムコピー料	1枚につき 770円以内 で管理者が別に定める額	1枚につき 756円以内 で管理者が別に定める額
4 保険外併用療養費制度に係る使用料	特別長期入院料	健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)に係る入院について、180日を超えた日以後の入院基本料に100分の15を乗じて得た点数に相当する額に 1.1 を乗じて得た額	健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)に係る入院について、180日を超えた日以後の入院基本料に100分の15を乗じて得た点数に相当する額に 1.08 を乗じて得た額
	初診時選定療養費	選定療養に係る初診について、 1,650円以内 で管理者が別に定める額	選定療養に係る初診について、 1,620円以内 で管理者が別に定める額